健保だより

2016
秋
Vol.208

TOPICS

■平成27年度 決算がまとまりました ―― P.2
■今年度のインフルエンザ予防プロジェクト! ―― P.4
■インフルエンザ予防接種の受け方 ―― P.5
■「経過観察」は、ただ観察する期間ではありません ―― P.6
■10月は健康強調月間です ―― P.7
■算定基礎届のご提出ありがとうございました ―― P.8
■こんなときどうする? 交通事故の被害者になったら ―― P.9
■健保組合でもマイナンバーを利用します
被扶養者資格確認にご協力お願いします 他 ―― P.10・11
■健保の健康づくり事業 ―― P.12

健康保険組合はみなさんの健康を応援します!!

名古屋薬業健康保険組合
http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/

平成27年度決算

決算がまとまりました

～医療費等の支出は大幅増の28.7億円～

平成27年度は収入総額54億5,250万6千円、支出総額52億7,259万円、収支差引額は1億7,991万6千円で、経常収支は1億796万8千円の赤字決算となりました。

収入面では一人当たりの保険料収入は△838円の減少となり、支出面では病気やケガをした際などに支払う医療費等の保険給付費が一人当たり22,708円の大幅な増加（対前年109.5%）となり、経常収支の大きなマイナス要因となりました。その中でも、傷病手当金や高額療養費は例年以上の増加傾向となりました。

また、高齢者の医療を支えるために拠出している納付金は、少子高齢化の加速にともない増加の一途をたどり、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により、今後さらに増加することが予測されます。

このような中、当組合はみなさんの健康を第一に各種保健事業を展開しており、生活習慣の見直しをはじめ健康の保持・増進を図ると同時に、適正な受診を心掛けていただき医療費の節減にご協力をお願いいたします。

健康保険

（ ）内は被保険者1人あたり額

決算の基礎となった数値（ ）内は前年度数値		対前年度
事業所数	132件（135件）	△2.2%（△3件）
被保険者数	10,999人（10,835人）	1.5%（164人）
平均標準報酬月額	333,068円（332,552円）	0.2%（516円）
平均標準賞与年額	993,262円（1,000,859円）	△0.8%（△7,597円）
平均標準報酬年額	4,990,078円（4,991,483円）	△0.02%（△1,405円）
平均年齢	42.41歳（42.18歳）	0.5%（0.23歳）
扶養率	0.83人（0.85人）	△2.4%（△0.02人）
保険料率	95‰（95‰）	－

1人あたりの保険料・保険給付費・納付金の推移

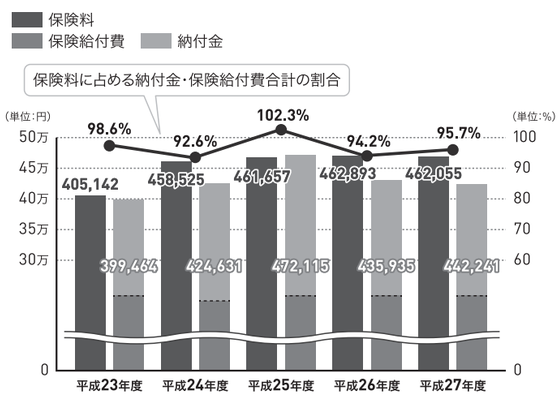

当組合と協会けんぽの保険料率の推移

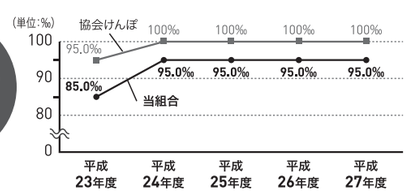

①「医療費・薬剤費」

日本人の約53%が生活習慣に関連する疾病で亡くなっていますが、当組合の疾病統計からも、がんや循環器系疾病などが上位を占めています。これらの大きな病気は手術・入院を伴い、医療費が高額になる傾向があります。日頃の健康管理に留意しながら、定期的に健診を受けるなど長期的な視点で健康の保持・増進を心掛け、ご自身の健康を守ることが大切です。

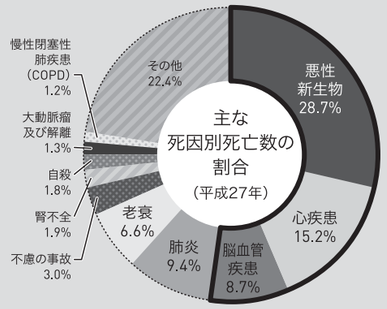

厚生労働省『平成27年人口動態統計月報年計（概数）の概況』より

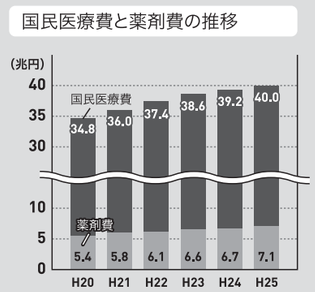

厚生労働省『平成25年度国民医療費の概況』より

②「納付金」

平成27年度の決算では、支出に占める納付金の割合が約4割となっており、厳しい現状が続いております。今後も、後期高齢者支援金の算出方法が総報酬割に移行され、さらなる納付金の増加が見込まれます。

納付金の適正化にご協力をお願いします

お子さんの就職など、被扶養者の資格を喪失する際は必ず届出が必要です。
健保組合に加入する人員の適正な管理は納付金にも影響するため、被扶養者の資格に関連する届出は速やかにお願いいたします。

医療費節減のためにできることは？

健康の保持・増進はもちろん、以下のような心がけも医療費の節減に役立ちます。

◆はしご受診をしない

信頼できる「かかりつけ医」をもち、勝手な判断で受診する医療機関を転々とする“はしご受診”はやめましょう。

◆時間外受診をしない

急病など、やむを得ない場合を除き、平日8:00～18:00（土曜日8:00～12:00）の受診を基本にしましょう。

◆ジェネリック医薬品を利用する

先発医薬品と同等の有効成分で製造され、お財布にやさしいジェネリック医薬品を利用しましょう。

介護保険（40歳～64歳）

科目		金額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
収入	介護保険収入	559,321	95,856
	繰越金	30,000	5,141
	その他	1,336	230
	合計	590,657	101,227
支出	介護納付金	490,061	83,986
	その他	1,334	229
	合計	491,395	84,215
収支差引額		99,262	17,012
経常収支差引額		69,262	11,870

介護保険は市区町村が運営している各種介護サービスを提供するものですが、健康保険組合が事務的に介護保険料の徴収を行っています。

決算の基礎となった数値（ ）内は前年度数値		対前年度
介護保険第2号被保険者数	8,082人（7,938人）	1.8%（144人）
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	5,835人（5,682人）	2.7%（153人）
平均標準報酬月額	378,563円（379,428円）	△0.2%（△865円）
平均標準賞与年額	1,101,378円（1,107,675円）	△0.6%（△6,297円）
平均標準報酬年額	5,644,134円（5,660,811円）	△0.3%（△16,677円）
保険料率	17‰（17‰）	－

第2号被保険者の占有率と1人あたり介護納付金負担額の推移

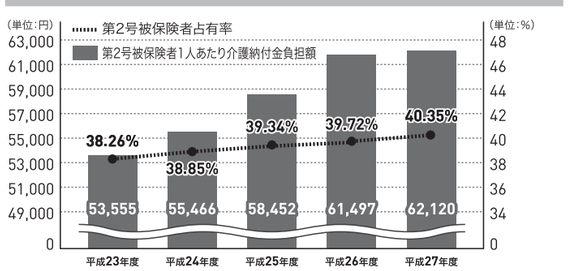

※平成27年度の1人あたり介護納付金負担額は予算数値（平成26年度までは決算数値）

もう覚えましたか？ 予防の三原則

今年度のインフルエンザ予防プロジェクト！

予防の三原則

必ずといってよいほど流行するインフルエンザ。高齢者やお子様は重症化しやすい傾向があるので、とくに注意が必要です。
ご家族そろって、三原則で予防を徹底しましょう。

原則Ⅰ 免疫力で防ぐ

流行期に入る前から、着実に免疫力を高めておくことで、発症リスクを低くすることができます。健康管理の基本を守って、強い体をつくりましょう。

食事
栄養のバランス重視！カロリー控えめ、野菜は多め。

運動
定期的な運動習慣をつけて、日中はしっかり体を動かそう。

睡眠
夜更かしせず、早めに就寝！湯冷め、寝冷えに注意。

◆呼吸器系疾患の総医療費（当組合平成27年度（月別）疾病統計より）

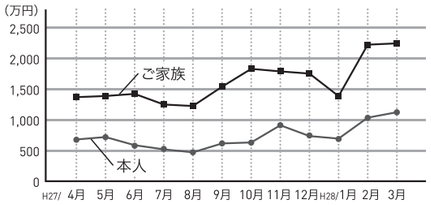

※診療報酬点数をもとに作成。なお、調剤料は含まれていません。

こんなことにも気をつけて！

◆人ごみ◆
人が多く集まる場所は、どうしても感染のリスクが高くなります。
通勤や通学、集団活動など、やむを得ないケースもありますので、必ずマスクを着用するようにしましょう。

◆保湿と換気◆
気温が下がり始めると、湿度も徐々に低くなってきます。空気の乾燥はウイルスの活動を活発にするので、室内は適度な湿度（50%程度）を保つ工夫をしましょう。
また、換気によって空気を入れ換えることも大切です。できれば1～2時間に1回、定期的に換気を行いましょう。

原則Ⅱ 習慣で防ぐ

手洗い・うがい・マスクの習慣があなたを守ります。どれも簡単にできることなので、常日頃から意識しておくことが大切です。

原則Ⅲ 予防接種でサポート

予防接種は、決して最強の予防手段ではありません。一定以上の免疫力がなければ、予防接種を受けてもインフルエンザを発症してしまいます。
あくまでも補助的な役割と心得て、原則Ⅰ・Ⅱを徹底したうえで受けることがポイントとなります。　※予防接種は10月中旬までに予約しておくことをお勧めします。

あなたの対応が「拡大」を防ぐ ― 万が一、感染してしまった場合は?―

家庭や職場、社会全体への影響を考え、感染拡大しないよう、一人ひとりが自覚をもって行動しましょう。

★早急に医療機関にかかる（発症から48時間以内）　**★マスクを着用する**　**★家で安静にし、外出を控える**

インフルエンザ予防接種の受け方

実施期間 10月から翌年1月

ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後2週間後から約5ヵ月とされていますので、**10月から12月中旬まで**の接種をおすすめします。

・予防接種実施の概要

			愛知県内	愛知県外
実施方法	①	愛知県医師会の対応医療機関における「接種補助券」対応※1	△	×
	②	事業所・健保会館巡回実施分	○	△
	③	当組合の指定機関実施分	○	○
	④	※補助実施分（補助金対応）※2	△	○
対　象　者			被保険者・被扶養者	
補助限度額			2,000円	

※1…65歳以上になる方は、対象となりません。
※2…愛知県内で実施される場合は、原則として補助金対応をいたしませんので予めご了承ください。ただし、※1の65歳以上の方または、「接種補助券」が当組合より発行されていない方は対応させていただきます。

愛知県医師会の対応医療機関における接種補助券の作成（利用）対象者の一部変更について

今年度より65歳以上の方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）については「接種補助券」の作成（利用）対象から除かれることになります。
なお、65歳以上の方で愛知県内の医療機関で接種された場合は、愛知県外で実施された場合同様の「補助金対応」により補助金の支給をさせていただきます。ただし、補助限度額は公費による助成がある場合は、公費による助成後の額とさせていただきますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

※今回、65歳以上の方は多くの市町村で公費による助成があり、当事業の接種補助券との併用が医療機関にて困難となること等から、今年度より対象から除かれることになりますのでよろしくお願いいたします。

・接種方法

①愛知県医師会の対応医療機関で受ける場合

ステップ1 会社のご担当者様から「接種補助券」を受け取る
★「接種補助券」を窓口で提示すれば接種費用から2,000円差し引かれます

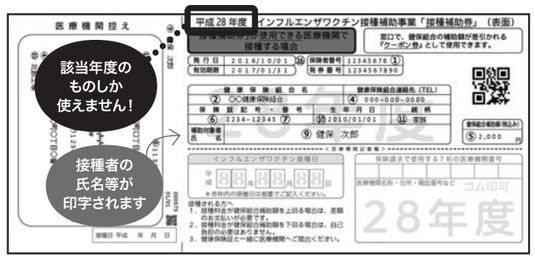

ステップ2 各自で実施医療機関に予約
*対象の医療機関は、9月下旬頃に当組合のホームページでご確認いただけます

ステップ3 接種当日「接種補助券」と「健康保険証」を窓口に提示

ステップ4 接種費用から補助額を差し引いた額を支払う
★後日補助金を申請する必要がないので便利です

◎「接種補助券」は原則として9月30日（10月1日現在）までにご加入の本人とご家族を対象（世帯ごとに同封）に作成いたしますので会社のご担当者様よりお受け取りください。
◎この「接種補助券」は氏名が変更になった場合や退職後に任意継続被保険者になった場合等も引続き使用できますので、接種日現在の保険証と一緒に医療機関へご提示ください。

②③巡回接種および当組合の指定機関で受ける場合

ご希望の接種機関等を選択のうえ、会社のご担当者様を通じてお申し込みください。

④補助実施分（補助金対応）

ステップ1 接種を受けた医療機関で費用の全額を支払い領収書を受け取る

ステップ2 領収書と実施者連名簿を会社のご担当者様へご提出。後日補助金を受け取る。

◎領収書の右上に保険証の記号・番号を明記してください

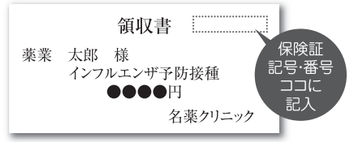

※愛知県内で実施される場合は原則として補助金対応となりませんが、接種補助券が当組合より発行されていない場合は対応いたします。
H28年度は65歳以上の方も「接種補助券」の対象から除かれるため、この方式にてお願いいたします。

詳しくはホームページをご参照ください。
http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/ → 保健事業 → 病気の予防 → インフルエンザ予防接種

「経過観察」は、ただ観察する期間ではありません

昨年度、健診を受けて要精密・再検査となった方は**57.7%**、うち要経過観察に該当された方は**34.7%**でした。

この「経過観察」に該当された場合、「ぎりぎりセーフ」の印象を持つ方がいらっしゃるかもしれませんが、本来は**「今のうちに改善しないと悪化する可能性がある」**という意味だと理解することが大切です。当組合では、その改善をサポートする体制も整えています。

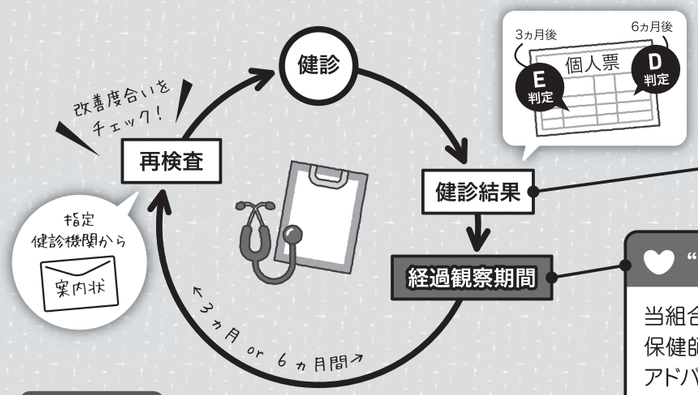

メタボ関連項目【血圧・脂質・血糖、BMIなど】で基準値外となった方のうち、「今、改善すれば病気のリスクを減らせる」という方が経過観察の対象になります。

“改善のしかた”がわからない方も安心

当組合では、みなさんの改善をサポートしてくれる保健師、管理栄養士といった健康管理の専門家のアドバイス【特定保健指導】が受けられます。

改善度合いは、BMIを参考にするのもお薦めです

BMI＝体重(kg)÷[身長(m)×身長(m)]

(例)体重65kg、身長170cmの方の場合→65÷[1.7×1.7]＝22.5(BMI)

＊BMI「25」以上は肥満。「22」が理想の数値です。(日本肥満学会)

お忘れなく! 健診の後は特定保健指導

健診は受けた後が大切です。健診を受けて改善が必要な項目があったとして、これを改善することにより、メタボが要因となる生活習慣病など将来的に大きな病気を発症するリスクを減らすことができます。とはいえ、自力で改善するのは思っている以上に難しいのも事実。当然、次年度の健診でも数値が変わらない、もしくは悪化するという結果になってしまいがちです。

そこで役立つのが「特定保健指導」。特定保健指導では専門家による無理のない個人に合わせた効果的なプランのもと、二人三脚で取り組むことができるため、改善成功率の飛躍的なアップが期待できます。健診と特定保健指導は“セット”で考えましょう。

●当組合の特定保健指導状況

平成27年度	該当者	該当率	実施者	実施率
動機づけ支援	518名	6.1%	50名	9.7%
積極的支援	701名	8.2%	51名	7.3%

パート先などで

健診を受けている奥様へ

パート先など職場の健診を受けられた方は、**健診結果を当組合にご提供お願いします。**

ご提供いただいた方は、特定保健指導や精密・再検査を **無料** で受けられます。また、健診結果を当組合にご提供いただいた場合、当組合が特定健診を実施したものとみなされ、健診受検率に反映されます。

※ご提供いただいた健診結果は、個人情報保護に関する基本方針のもと厳重に管理いたします。

10月は健康強調月間です

毎年10月は健保連と健保組合が推進する健康強調月間です。
生活習慣の改善から、病気の発生そのものを予防する「一次予防」に重点を置いて、この機会にご家族みなさんで取り組みましょう。

スローガン

「未来の自分に健康宣言」～あなたの意識が変える健康寿命～

栄養・食生活

毎日規則正しく、栄養バランスのとれた食事を心がける

朝昼晩としっかり食事を摂りましょう。
最近は朝食をとらない方が増えているようです。
朝食はその日1日を
健康的に過ごすためには欠かせません。

運動

通勤や家事でからだを多く動かす習慣をつける

若いうちからからだを動かす習慣のある人は、
将来ロコモティブシンドロームや認知症に
なりにくいと言われています。

メンタルヘルス

こころの不調を放置しない

ストレスが原因で
からだの不調が起こることがあります。
からだと同様、こころの健康にも
目を向けましょう。

禁煙

自分のため、家族のため禁煙を

喫煙者のみならず
その周囲の方にも悪影響のあるタバコ。
「禁煙」がご自分はもちろん、
多くの方の健康につながることを
忘れないでください。

★相談することでこころが軽くなることもあります。気軽にお電話ください。

メンタルヘルスサポート 0120-933-364

相談料無料　携帯電話からもご利用OK　プライバシー厳守　お電話か面接お好きな方法でカウンセリングを受けられます

詳しくは本誌にはさみ込みのチラシをご覧ください。

忙しい奥様も、まずは健診へGO!

昨年度のご家族の健診受検率は**27.3%**でした。パート先などで受けている方もいらっしゃるかと思いますが、まだまだ低い状況です。家事に育児に忙しい奥様も、ご自身の健康あっての家庭です。1年のうち、ほんのわずかな時間を健診に使いましょう。

算定基礎届のご提出ありがとうございました

健康保険料はみなさんの毎月のお給料と賞与から差し引かれて、健保組合に納められています。この保険料を決定するために、事業主様より被保険者全員の給料月額等を「算定基礎届」としてご提出いただいております。今年度も速やかなご提出にご協力いただきありがとうございました。

保険料はどうやって決めているの？

❶ 毎年4･5･6月の給料平均額を所定の50等級に当てはめて「標準報酬月額」を決定

標準報酬月額は、毎年4･5･6月3ヵ月の給料平均額を、所定の50等級に当てはめて決め、原則1年間計算の基礎とします。これを定時決定といいます。

例 4･5･6月3ヵ月の給料平均額が330,000円以上350,000円未満の範囲なら その方の標準報酬月額は24等級340,000円になります。

標準報酬月額等級表

標準報酬 等級	標準報酬 月額(円)	報酬月額(円以上～円未満)
1	58,000	～63,000
2	68,000	63,000～73,000
3	78,000	73,000～83,000
4	88,000	83,000～93,000
24	340,000	330,000～350,000
25	360,000	350,000～370,000
26	380,000	370,000～395,000
27	410,000	390,000～425,000

※等級は1～50等級まであります。
※昇給等大幅に給料が変わった場合は、その都度臨時に決めなおします(随時改定)。
※報酬の範囲は見舞金･祝金･弔慰金･出張旅費･社会保険の給付、退職金等を除き、給料･手当(残業含む)等全て含みます。

保険料算定のイメージ

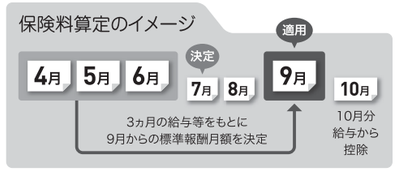

❷ ❶で決定された「標準報酬月額」に名古屋薬業健保組合の保険料率をかけます

平成28年度 名古屋薬業健保組合の保険料率内訳

高齢者の医療を支えるための保険料(健康保険料率の4割以上です)

みなさんの医療費等に充てられる保険料

[単位:‰]

		事業主	被保険者	計
健康保険料率 一般保険料率	基本保険料率	25.92	25.92	51.84
	特定保険料率	20.93	20.93	41.86
	小計	46.85	46.85	93.70
	調整保険料率	0.65	0.65	1.30
	計	47.50	47.50	95.00
介護保険料率(40歳～64歳)		8.50	8.50	17.00
合計保険料率		56.00	56.00	112.00

【計算例】

標準報酬月額が24等級(340,000円)で賞与が年間90万円の方の健康保険料

340,000×47.5‰(＝4.75%)＝16,150円／月

900,000円×47.5‰(＝4.75%)＝42,750円／年

年間合計

16,150円×12＋42,750円＝236,550円

※賞与(千円未満切り捨て。年間上限573万円)からも同じ保険料率を掛けて保険料を納めていただきます。
※40～64歳の被保険者の方からは介護保険料も納めていただいています。

高齢者の医療費を支えるための「納付金」に当てられる「特定保険料」は、ここ数年健康保険料の4割以上で推移しています。今後少子高齢化が進めば、さらなる負担増も予想されます。

当組合では全国の健保組合と協調し、私たち現役世代の負担を軽減するために、現状の高齢者医療制度の改革を訴えてまいります。

交通事故の被害者になったら

交通事故のように、その原因が第三者の過失にある場合、医療費は加害者の負担となります。健康保険を使って医療を受けることはできますが、所定の手続きが必要になりますので、よく覚えておきましょう。

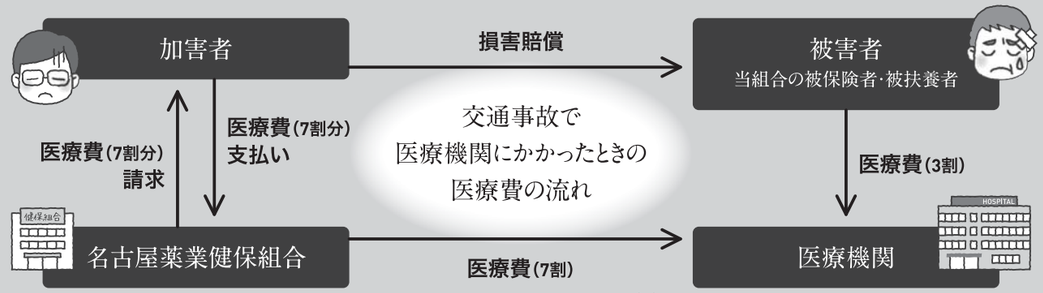

交通事故にあったらまずはこのように

①加害者を確認

加害者の氏名･住所･連絡先･車種･ナンバー･任意保険加入の有無等を、運転免許証や車検証などで確認。

②警察へ連絡

事故状況や過失割合などを確認するため、警察発行の「交通事故証明書」が必要になります。事故の大小にかかわらず、必ず警察に連絡して現場検証を。

③医療機関を受診

外傷はなくても、内臓や骨など見えないところにダメージがあるかもしれません。早めに医師の診察を受けましょう。

事故が起きたときはショックで冷静さを失うことがあります。できるだけ落ち着いて対応しましょう。
ケガの状態によっては、医療機関の受診を優先してください。

④健保組合に連絡

健康保険を使って医療を受けた場合は、健保組合に必ずご連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」他、必要書類をご提出ください。

詳しくはホームページをご覧ください http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/ → 交通事故にあったとき

示談は慎重に！ 示談が成立すると、健保組合が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談をする前に、健保組合にご連絡ください。また、示談が成立した場合は、示談書の写しをご提出ください。

交通事故の他、このようなケースも「第三者の過失による事故」になります

- けんかに巻き込まれた
- 他人のペットにかまれた
- 購入した食品や飲食店で食中毒になった
- 海やプールで他人の遊具と接触した
- 工事現場からの落下物等によってケガをした　など

秋は行楽の季節で、外出される機会が増えると思います。道路の渋滞など交通事故にあいやすい状況になることも多いかもしれません。くれぐれも交通事故の被害者･加害者にならないようご注意ください。

健保組合でもマイナンバーを利用します

今年1月から社会保障・税・災害対策の手続きで利用が開始されているマイナンバー。来年1月からは健康保険の手続きでも一部利用することになりますので、事前に被保険者および被扶養者のみなさんのマイナンバーを会社のご担当者様を通じてご提供いただくことになります。すでに会社へマイナンバーを提出済みであれば、みなさんが直接手続きをすることはありません。

ご理解とご協力をお願いします。

マイナンバーは、健康保険における各種手続き等の事務に利用いたします

▶事業所ご担当者様

8月上旬にご送付したアンケートにつきまして、ご回答ありがとうございました。このアンケートに基づき、10月下旬以降マイナンバーの収集を開始いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

●マイナンバー収集の流れ

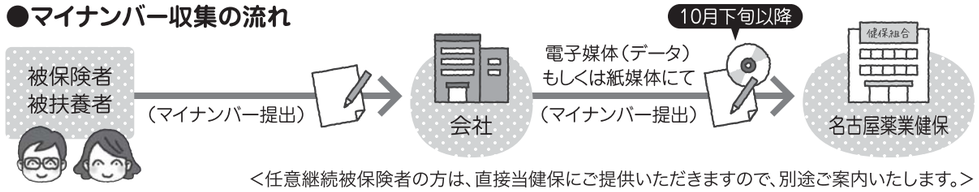

<任意継続被保険者の方は、直接当健保にご提供いただきますので、別途ご案内いたします。>

「特定個人情報」の取り扱いに関する方針

通常の個人情報よりも厳格な取り扱いが求められる「特定個人情報」。マイナンバー（個人番号）はこれに該当し、取得や保管も厳しく制限されます。当組合では、法令により定められた利用範囲において、特定した利用目的を超えて特定個人情報の利用・提供はいたしません。

個人情報

本人が同意すれば第三者に提供可能

〈 例外として、以下の場合は本人の同意がなくても提供可能 〉

- 法令に基づく場合
- 生命、身体、財産を保護する必要がある状況で、本人の同意を得ることが困難な場合
- 公共の福祉のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- 本人の同意を得ることで、法令の定める事務に支障を及ぼす場合

特定個人情報

本人が同意しても、原則、第三者への提供は不可

〈 例外として、以下の場合は本人の同意があれば提供可能 〉

- 甚大な災害が発生した場合で、金融機関が金銭の支払いを行う場合
- 生命、身体、財産を保護する必要がある状況（本人の同意を得ることが困難な場合は、同意なく提供可能）

個人情報に関するお問い合わせ先

名古屋薬業健康保険組合　業務課：TEL 052（211）2439
総務課：TEL 052（211）2294（受付9:00～17:45 土・日・祝日・年末年始除く）

被扶養者資格確認にご協力お願いします

例年、被扶養者の現況について調査を実施いたしております。今年度も12月頃に確認調書のご案内をする予定ですので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

みなさんの大切な保険料を適正に使うために、必要な手続きです！

資格を満たしていない方が被扶養者として健保組合に加入していると・・・
✕医療費や出産の給付など必要以上に保険料が使われることに
✕高齢者医療制度への納付金額が増える可能性がある

こんなときはその都度手続きをお願いします

ご家族の「就職」「結婚」等の異動および「収入の増加」

5日以内に「被扶養者（異動）届」を当組合にご提出ください。

ご不明な点は当組合業務課までお問い合わせください。▶ **TEL 052（211）2439**

10月からの

医療保険制度改正

『健保だより』夏号でお知らせした被扶養者に関する制度の改正が、10月から実施されますので、チェックしておきましょう。

①パートやアルバイトなどで働く「短時間労働者」のみなさんが、一定の要件を満たした場合、勤務先で社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することになります。
②被保険者の「兄・姉」を健保の被扶養者とする場合、収入の条件を満たしていれば、別居でも被扶養者として認定されます。

被扶養者と認定されるための収入の条件とは?

ⓐ 被保険者の収入によって生活していること
ⓑ 年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の1/2未満であること
※被保険者と別居の場合、年間収入はⓑに加え、被保険者からの仕送り額より少ないこと。

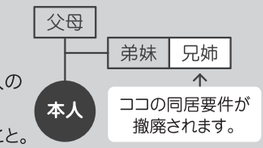

業務課インフォメーション　**▶事業所ご担当者様へ**

適用関連書類の様式変更について

このたび、名古屋薬業厚生年金基金は本年10月より企業年金基金に移行されることになりました。従来、適用関係の書類について、名古屋薬業厚生年金基金に加入されていた事業所様には、専用の様式をご利用いただいておりましたが、企業年金基金への移行と同時に、この様式はご利用いただけなくなります。

なお、今後は全事業所におかれまして、日本年金機構の様式を準用する予定をしておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【詳細は別途事業主様あてにご案内いたします】

組合の現況（平成28年7月末現在）

（ ）内は前年同月数値

事業所数	被保険者数	平均標準報酬月額	被保険者の平均年齢	被扶養者数
（134件） 132件	男子 （7,187人）7,114人 女子 （3,866人）3,895人 合計 （11,053人）11,009人	男子 （375,373円）377,416円 女子 （248,318円）250,860円 平均 （330,933円）332,640円	男子 （44.16歳）44.40歳 女子 （38.45歳）38.78歳 平均 （42.16歳）42.41歳	（9,042人） 8,856人 （0.82人） 【扶養率0.80人】

さわやかな秋が来ました！

健保の健康づくり事業を利用して みんなで出かけましょう！

けんぽれんあいち健康ウォーク 秋　10月15日(土)開催

『まるっとミュージアム 陶のまち瀬戸散策』コース　約8.0km・2時間

瀬戸市の伝統工芸を学べる施設のほか、趣のある窯垣の小径など
コース内には見所がいっぱいです。

おもな立ち寄りスポット

新世紀工芸館：陶芸とガラス工芸をテーマにした施設
染付工芸館：瀬戸の伝統的なやきもの「瀬戸染付」が学べます
陶祖公園：瀬戸の中心部を一望できる公園。昼食はここがおススメです

費用　無料（交通費は自己負担）

スタート　瀬戸市文化センター臨時駐車場 ▶ ゴール　瀬戸蔵
（どちらも最寄駅は名鉄瀬戸線「尾張瀬戸」駅）

味覚狩り

各施設の窓口で健康保険証をご提示ください。割引料金でご利用できます。

ぶどう … 岡崎駒立（愛知県）　大府長根山（愛知県）
梨 …… 山之上（岐阜県）
みかん … 南知多鈴ヶ谷（愛知県）　三ヶ日（静岡県）
多度（三重県）
栗 …… 中津川（岐阜県）
さつまいも … 多度（三重県）

参加対象者 … 本人・家族（被扶養者）

契約保養施設

1人1泊につき1,500円を補助します（1年度あたり3泊まで）。

JTB・日本旅行・近畿日本ツーリストの協定施設、全国のプリンスホテル、名古屋薬業厚生年金基金の契約リゾート施設が対象です。

補助金対象者 … 本人・被扶養配偶者

ご利用方法

最寄りの予約店または、予約センターに「名古屋薬業健保組合に加入」と伝えて予約
▼
予約店から「利用申込書」を受け取り記入
▼
当組合総務課で「利用通知書」を受け取る
▼
利用通知書を予約店に提出

詳しくはホームページをご覧ください　http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/ → 保健事業

かぜやインフルエンザのお薬も“ジェネリック医薬品”

かぜやインフルエンザ等の呼吸器疾患にかかる方が増える季節です。
薬を処方してもらうときは、積極的にジェネリック医薬品を利用しましょう。

健保だより
発行日 平成28年10月発行（年4回）
発行人 名古屋薬業健康保険組合
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-1-35
ホームページ http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/
業務課 TEL 052(211)2439・FAX 052(231)4964
総務課 TEL 052(211)2294・FAX 052(201)1678
代表 TEL 052(211)2326